



マイナンバー制度

平成25年5月24日に成立した番号法（通称：マイナンバー）の施行日（平成28年1月1日）が近づいてまいりました。

マイナンバー（個人番号）は、住民票を有する全ての個人に番号を付け、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。



また、個人だけでなく登記所に登録している法人等についても法人番号が付されます。

個人番号は総務省（市区町村）、法人番号は法務大臣（国税庁長官）が、番号を指定します。

個人番号は個人の機密情報ですが、法人番号は公示されます。

個人番号は不正に用いられる恐れがあると認められると変更されますが、法人番号は変更不可能です。

メリットとしては、所得や他の行政サービスの受給状況が把握し易くなること、添付書類の削減などの行政手続の簡素化、複数の行政機関の間での連携が進むことによる作業の重複の削減などが挙げられます。

今後の導入スケジュールは下記のとおりとなっております。

◆平成27年10月

[国民へのマイナンバーの通知](#)

◆平成28年1月

[マイナンバーの利用開始](#)

◆平成29年1月

[国の機関での情報連携の開始](#)

◆平成29年7月

[自治体を含めた情報連携の開始](#)

番号法で規定する行政手続の中には、行政機関・自治体等だけでなく、民間企業が関わる続きも含まれ、**原則全ての民間企業でマイナンバー制度に向けた準備が必要になります。**

■平成27年10月 マイナンバーの通知

今年の10月以降市区町村から、住民票に登録されている住所あてに12桁のマイナンバーが記載された「通知カード」を送られてきます。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除いて、**番号は一生変更されません**ので、マイナンバーは大切にしなければなりません。

■平成28年1月 マイナンバー利用開始

来年1月から、**社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要**になります。

このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告など税の手続で、申請書等にマイナンバーの記載を求められます。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券・保険会社などが個人に代わって手続きを行う場合もあります。このため、勤務先や証券・保険会社などにもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

■民間企業でのマイナンバーの取扱い

◎ マイナンバーの取得

民間企業は、従業員の社会保険の手続を行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。来年1月以降は、これらの手続を行うため

にマイナンバーが必要となります。

扶養控除等申告書や源泉徴収票、報酬を支払った時に発行する支払調書にマイナンバーを記入する欄が設けられます。

そのため、企業では次表のとおり各人からマイナンバーを取得する必要があります。

マイナンバーが必要な場合（最初だけ）	マイナンバー取得対象者
・給与を支払った	給与受給者
	控除対象配偶者
	控除対象扶養親族
・税理士や弁護士などの報酬を支払った	報酬を受ける人
・家賃や地代やあっせんの手料を支払った	支払いを受ける人
・不動産等の譲渡があった	支払いを受ける人

*法人の場合には法人番号

◎ マイナンバー取得時の注意点

他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを不当に提供したりすると、処罰の対象になります。

また、マイナンバーを取得する時は、

- ① 利用目的を本人に通知または公表
- ② マイナンバーが正しい番号であることを、個人番号カード（後述）や通知カードなどで確認する必要があります。

■平成28年1月 個人番号カードの交付開始

個人番号カードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーなどが記載され、本人の写真が表示されます。市区町村へ申請すると、来年1月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて電子申告が行えることや、印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用できるようになるようです。

■平成29年1月 国の機関での情報連携の開始

■平成29年7月 自治体を含めた情報連携の開始

マイナンバーの導入により、平成29年1月から国の行政機関など、同年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、社会保障や税、災害対策の手続きで住民票の写しなどの添付が不要になります。

ただし、現時点でマイナンバーが使われるのは、法律や条例で定められる分野に限られるため、それ以外の分野の行政手続では、引き続き住民票の写しなどの添付が必要です。（戸籍はマイナンバーの利用対象外なので添付不要にはなりません）

■法人番号の通知

国税庁長官が、法人に対し法人番号を指定し、書面により通知することになっています。

法人番号は、登記所で設立登記をした法人の場合は、会社法人等番号の前に1桁の検査用数字を加えた13桁の番号になります。

法人番号自体には、マイナンバーとは異なり利用範囲の制約がありませんので官民を問わず様々な用途で活用できます。

法人税の申告の場合、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載することとなります。

また、法人番号の指定を受けた者の①商号または名称、②本店又は主たる事務所の所在地、③法人番号がホームページ（国税庁）で公表されます。



職員紹介

古くからのお客様には、ご記憶かと存知ますが、かつて私共に10年勤務してくれた香川しのぶ（旧姓鈴木）は、4月1日より復帰いたしました。依頼者の皆様におかれましては、彼女に再びご交誼、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

香川しのぶから皆様にひと言

香川しのぶと申します。

4月1日より川島経営に復帰いたしました。

20年ぶりの業務に戸惑うこともありますが、依頼者の皆様のお役に立てるように日々努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。